

# 長浜公園特記仕様書

## 1 概要

|                           |  |  |
|---------------------------|--|--|
| 所在地                       | 金沢区長浜 106-6  |  |
| 公園の沿革や特徴、現指定管理期間中の改修等の状況等 | <p>昭和 40 年代に始まった金沢地先埋立事業の当初から公園用地として計画的に確保され、昭和 57 年に公園南側が一部開園、その後運動施設や子どもの遊び場などの整備を進め、平成 4 年に野鳥観察園の整備を終えて全面開園された運動公園です。公園の「長浜」の名は柴から富岡に伸びる長い浜があったところから名づけられました。</p> <p>園地は高速横浜横須賀道路をはさんで北側と南側の 2 つに分かれ、北側には野球場、庭球場、多目的運動広場といった運動施設が多く集まり、噴水を中心とした中央広場には、芝生の広場などが配置されています。</p> <p>南側は野鳥観察園となっており、その中にある汽水池は明治 28 年、長浜検疫所開設時につくられた船溜りの跡です。横浜で初めての人工干潟を持つ汽水池は、水路で海と結ばれ、潮の干満によって水位が変化する生きた池です。</p> <p>その周りには湧水を利用した淡水池やアシ原、林などで多くの生物が暮らせるような環境が創られています。</p> <p>また、園内に横浜市教育委員会が設置許可により設置し、金沢区が管理を行っている金沢スポーツセンターがあります (3,370.78 m<sup>2</sup>)</p> <p>平成 26 年度園内灯一部更新<br/>         平成 27 年度中央広場改修工事<br/>         平成 28 年度散水ポンプ設備改修工事<br/>         平成 28 年度野球場外野フェンス更新工事<br/>         平成 30 年度受変電設備更新<br/>         令和 2 年度 球技場スプリンクラー更新工事</p> |  |
| 面積                        | 154,309m <sup>2</sup> (運動公園)   |  |
| 有料施設                      | 利用対象施設   | 野球場  |
|                           | 面数   | 1 面  |
|                           | 現行の利用料金  | 1 時間1,300円、夜間照明料30分2,650円                          |
|                           | 対象種目   | 軟式野球、少年軟式野球、ソフトボール                                 |
|                           | 開場期間   | 3月の第3土曜日～12月第3日曜日※1                                |
|                           | 休場日  | 毎月第1・第3・第5日曜日<br>(休日の場合は、その直後の休日でない日)              |
|                           | 利用対象施設   | 庭球場  |
|                           | 面数   | 6 面  |
|                           | 現行の利用料金  | 1 時間1,100円、夜間照明料30分250円                            |
|                           | 開場期間   | 通年※2   |
|                           | 休場日  | 年末年始期間 (12/29～1/3)<br>毎月第3日曜日 (休日の場合は、その直後の休日でない日) |

|       |  |
|-------|--|
|       | 利用対象施設 球技場<br>対象種目 サッカー、少年サッカー<br>面数 1面<br>現行の利用料金 1時間1,300円<br>開場期間 通年※3<br>休場日 年末年始期間（12/29～1/3）及び月曜日<br>（休日の場合は、その直後の休日でない日）  |
| 附帯設備  | 野球場、庭球場（6面）、球技場、野鳥観察園、噴水、流れ、池、橋、公衆便所、管理棟（レストルーム含）、ミスト散布装置、広場ほか   |
| 電気設備等 | 1 高圧受変電設備（電気室）<br>(1) 屋内キュービクル 4面（高圧盤 1面、低圧配電盤 3面）<br>(2) 動力用変圧器 50KVA 1台、30KVA 1台<br>(3) 電灯用変圧器 30KVA 1台<br>(4) 高圧コンデンサー 30KVA 1台<br>2 負荷設備<br>(1) 分電盤 3面<br>(2) 制御盤 2面<br>3 園内灯設備<br>(1) LED(72W) 28灯<br>(2) 水銀灯(300W)・セラメタ 49灯<br>4 夜間照明設備<br>(1) 野球場(照明鉄塔) 4基（メタルハライドランプ 1500W×15灯／基当り）<br>(2) 庭球場(照明塔) 12基（LED406W×6灯／基当り）<br>5 放送設備<br>(1) 放送設備ラック(音量調整器、電源装置、非常電源、再生装置、プログラム他)<br>(2) レピーター盤 4面<br>(3) スピーカー 9台<br>6 空調設備<br>(1) 事務室(天井カセット 三菱 PUH100EK3)<br>(2) レストルーム①(天井埋込型 三菱 PUH140EK3)<br>(3) レストルーム②(天井埋込型 三菱 PUH140EK3)<br>7 受水槽設備(2m <sup>3</sup> ×1基、給水P2.2kW×2台)<br>8 時計設備<br>中央広場、野球場、サッカー場、庭球場 |

※1

|   |             |
|---|-------------|
| 4月1日～11月30日（第2・第4月曜日を除く）                  | 9:00～21:00  |
| 4月～11月の第2・第4月曜日（休日の場合はその直後の休日でない日）        | 13:00～21:00 |
| 12月1日～12月第3土曜日、3月第3土曜日～3月31日（第2・第4月曜日を除く） | 9:00～17:00  |
| 3月第4月曜日、12月第2月曜日（休日の場合はその直後の休日でない日）       | 13:00～17:00 |

※2

|   |             |
|---|-------------|
| 3月1日～12月27日                             | 9:00～21:00  |
| 3月～12月の第1、第5月曜日<br>(休日の場合は、その直後の休日でない日) | 13:00～21:00 |
| 12月28日～2月末日                             | 9:00～17:00  |
| 1月～2月の第1、第5月曜日<br>(休日の場合は、その直後の休日でない日)  | 13:00～17:00 |

※3

|                                 |            |
|---------------------------------|------------|
| 5月16日～8月15日(月曜日を除く)             | 9:00～19:00 |
| 1月4日～5月15日、8月16日～12月28日(月曜日を除く) | 9:00～17:00 |

## 2 電気及び機械設備点検・修理項目

| 管 理 項 目 | 対 象        | 内 容         | 回 数       |             |
|---------|------------|-------------|-----------|-------------|
| 点検      | 高圧受電設備     | 電気室及びキュービクル | 定期点検      | 年1回(法定点検)   |
|         |            |             | 巡視点検      | 月1回(法定点検)   |
|         | 負荷設備       | 分電盤・制御盤     | 定期点検      | 年1回(法定点検)   |
|         | ミスト設備      | 制御盤         | 定期点検      | 年1回(法定点検)   |
|         |            |             | 巡視点検      | 月1回(4月～10月) |
|         | 園内灯設備      | 園内灯・分電盤     | 巡視点検      | 年1回         |
|         |            |             | ランプ交換     | 点検時         |
|         | 夜間照明設備     | 野球場、庭球場     | 巡視点検      | 年1回         |
|         |            |             | 部品交換      | 点検時         |
|         | 放送設備       | 屋外スピーカー     | 定期点検      | 年1回         |
| 空調設備    | レストルーム・管理棟 | 点検清掃        | 年4回       |             |
| 受水槽設備   | 管理棟        | 点検清掃        | 年1回(法定点検) |             |
| 時計設備    | 公園時計       | 定期点検        | 年1回       |             |
| 修理      | 園内灯設備      | 公園内全園内灯     | ランプ交換     | 随時          |
|         | 夜間照明設備     | 野球場、庭球場     | 部品交換      | 随時          |
|         | 修繕         | 各々設備        | 部品交換等     | 随時          |

## 3 特記事項

### (1) 建築物の施設管理者点検について

管理棟について、横浜市建築局作成の施設管理者点検マニュアルにより施設管理者点検を実施し、その結果を南部公園緑地事務所に報告してください。報告時期については、南部公園緑地事務所から通知します。

### (2) 公園駐車場の管理許可について

公園駐車場については、指定管理者制度と別の行政処分であり、指定管理者は管理許可により公園駐車場の運営管理を行うものとします。そのため南部公園緑地事務所へ管理許可を申請し、許可を受けた後に、規定の使用料を横浜市に納入する必要があります。

なお、駐車場の料金を含むすべての管理運営については、管理許可書の条件に記載した事項を遵守の上、南部公園緑地事務所の指示に従ってください。

### (3) 高圧受変電設備について

指定管理者が、電気事業法に基づく自家用電気工作物の保安の監督を行ってください。

(4) 球技場について

球技場はティフトン419とペレニアルライグラスを使用しており、高度な維持管理が必要なため、直営で専属のグリーンキーパーを配置し、維持管理にあってください。

また、芝の性質上、利用可能日数が限られるため、利用制限については南部公園緑地事務所と事前協議の上、利用制限日数等を定める場合には年度事業計画書にその旨を記載してください。

年間利用日数についても南部公園緑地事務所との協議の上、各年度の事業計画書に記載してください。

(5) 小規模受水槽水道の自己点検について

金沢区福祉保健センターからの通知に従い、小規模受水槽水道の管理者点検及び結果の報告を同区福祉保健センターへ行ってください。

(6) 飛行場外離着陸場について

横浜市より飛行場外離着陸場として指定されており、災害時のヘリコプターの離着陸場として、自衛隊や他都市からの応援航空部隊が使用することや、緊急患者の搬送や緊急物資の輸送が行われる場合があります。

実際の使用に際しては横浜市防災計画や金沢区防災計画に基づき、横浜市の指示に従って対応してください。

(7) 広域避難場所について

広域避難場所として位置付けられており、災害発生時には、住民が一時的に避難をしますもので、金沢区防災計画に基づき、横浜市の指示に従って対応してください。

(8) つつじ祭りについて

現在、4月の昭和の日に金沢シーサイドタウン連合会と現指定管理者の共催でつつじまつりを行っています。地元の要望等を確認した上で事業提案の可否を決定してください。

(9) 電気・機械設備の管理について

指定管理者にて「2 電気・機械設備点検・修理項目」により点検及び修理を実施してください。なお、点検報告書は点検後速やかに公園緑地整備課 設備担当に電子データで提出してください。但し、園内灯設備及び時計設備については、毎年9月末までに所定の様式にて提出してください。

#### 4 課題等（様式25記載事項）

(1) 野鳥観察園には海水が流入する汽水池や干潟などがあり、野生生物保護区として、原則立入禁止区域となっております。貴重な自然を保全・活用するためにどのような管理運営していくかを応募団体の創意工夫に基づいて提案してください（4か所の観察小屋の活用策も含みます）。

(2) 公園内に設置している案内サインの改修等により、利用者が公園を利用しやすい環境づくりを構築していく必要があります。応募団体として、現地の案内や表示についてどのように改善していくか、公園利用者の視点に立って提案をしてください。

(3) 球技場の西側にある、フェンスで囲われた作業ヤードについて、公園利用に資する活用策を提案してください。

(4) 球技場は天然芝のフィールドを有し、プロサッカー等の利活用も見込まれます。応募団体はこうした球技場の特性を踏まえ、今後どのように利活用を進めていくかを提案してください。

(5) 暑さ対策について

ここ数年、全国的に厳しい暑さが続き、記録的な猛暑となる年もありました。そのことを踏まえ、夏の暑さ対策として利用者や指定管理者職員等の健康や安全に対しての取組について、

応募団体の創意工夫に基づいた提案をしてください。

- (6) その他公園の特性や維持管理上の課題等に応じた取組があれば、応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。

## 5 新型コロナウイルス感染症等の拡大防止に係る対応（様式26記載事項）

※「コロナ禍で、緊急事態宣言期間ではない状態」を想定して記載してください。

- (1) 新型コロナウイルス感染症等の拡大防止に係る取組について、具体的に説明してください。

※具体的な感染防止対策、他施設等での感染防止対策実績、新型コロナウイルス感染症等の影響による利用料金収入減に対する対応策、感染防止の観点を踏まえた予約受付の提案等について記載してください。

- (2) 「新しい生活様式」や、横浜市の「新型コロナウイルス感染拡大防止対策を踏まえた公園施設利用再開ガイドライン」、業種、施設種別ごとに示されている「各種ガイドライン」等を踏まえたうえで、本公園においてどのように公園の魅力や多様な楽しみ方等を発信するか、また、自主事業・イベント実施時の工夫等について提案してください。

・「新しい生活様式」を踏まえた身近な公園利用のポイント（国土交通省）

[https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi10\\_hh\\_000345.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi10_hh_000345.html)

・「新しい生活様式」の実践例（厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)